

中国の貿易体制改革と貿易形態の展開

片岡幸雄

(広島経済大学)

序

中国の貿易体制改革の目指したところは、大旨以下のようなことであった。

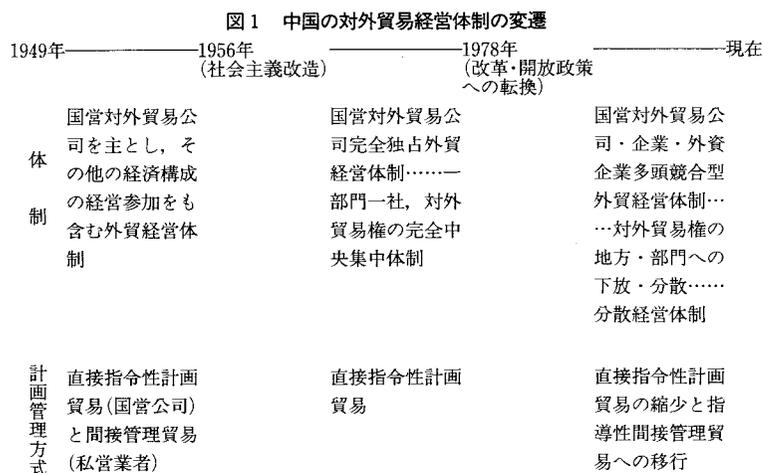
- ①国内計画を先決し、これに基づく輸入の確定、「輸入のための輸出」から、「輸出の積極的拡大—輸入の拡大—貿易の拡大」へという方向転換を、具体的に内実のあるものにしていくこと。
- ②指令性計画による貿易経営から、国家のマクロコントロール下外資企業の積極的経営を内に盛り込んだ貿易体制を構築していくこと。
- ③個別企業（外資会社、メーカー、その他の単位を含む）の経営をできるかぎり直接世界市場に結びつけ、国際競争力を強化していくこと。
- ④この全体構想の下に、外資を積極的に導入していくこと。就中外資系企業の積極的導入を推し

進め、①の課題の達成を効率的、急速に達成する任務の一翼を外資系企業に担わせ、外資の協力を得つつ、②、③の課題をなしとげていくこと。

中国の貿易経営体制の変遷を簡単に図示すれば、以下のようにまとめることができよう。体制と計画管理方式に対応させる形で時期区分をすれば、図1に示すとおり概ね4つの時期に分けることができよう。

I 多頭競合型貿易経営体制の構築

上図にみるとおり、1956年からは中国は基本的には貿易の国家独占制の時期に入るが、貿易体制改革の開始直前の78年末まではずっと貿易の国家独占制が維持される。1978年末にはこの体制の下で、対外貿易部直属の対外貿易総公司10社が分野別に貿易を独占経営していたのである。貿易の国家独占制とは、貿易上の所有権、管理権、経営権を国家機関に集中し、企業は国家機関からの指令下達によって業務を遂行する体制をいう。従って、1949～56年の期間中、あるいは79年以降の貿易体制改革の中でとられてきた「統一対外」というのとは根本的に異なる点は注意を要する。「統



一対外」というのは、各地区、各单位が輸出入業務を行っていく中で出てきた盲目的な競争の問題が出発点となっており、それは管理手段であり、いわば上部構造のカテゴリーで、輸出入経営権に対する国家独占ではない。

1979年からは実体をともなった形で外貿経営権が下放され、輸出入業務の経営の批准を受けた単位及び企業は、認可業務の範囲に応じて、輸出では輸出計画を編成し、国家の輸出計画任務を引き受ける方式で輸出を遂行し、輸入では従来方式に加えて外貨留成制度が施行されるにともない、地方と部門による自有外貨輸入の割合が増えていった。1979年から広東、福建両省に対して外貿企業の批准権が拡大されるようになった(地方に対する外貿権の下放の拡大)のを手始めとして、中央各部及び地方にも貿易経営がみとめられるようになり、外貿企業の数が増加していくようになった。

1979年下半年から87年上半年の間に合わせて各種外貿企業2,200余社が批准された。1988年から対外貿易專業總公司傘下の分公司も独立させられ、外貿企業の設立、外貿権の審査、批准権が地方に下放された。これにともない外貿企業数は一気に5,000社に増加したが、不良外貿企業の整理が行われ、1995年3月段階では各種外貿企業数は8,342社、外貿権をもつ外資系企業数は約10万社と発表されている。1996年4月に入手した情報によれば、外貿権をもつ国有企業は9,800余社、外資系企業は25万社と伝えられるが、実際に貿易業務に入っている外資系企業は、筆者の見るところこの半数ぐらいではないかと判断している。

多頭競合型外貿経営体制の構築といっても、この構築の過程では外貿企業間で完全に平等な立場での競争条件が保証されたわけではない。企業別に取り扱い商品に制約があったし、経済特区、特定の指定を受けた区域の企業とそうでない区域の

企業の間にも競争上の差異があった。また、外資系企業にも有利な条件が与えられていた。1994年以降こういった個別企業にとっての競争上の差異は少なくなってきたが、今なお若干の差が存在している。

II 経営主体別貿易構造の変化

改革が始まった後実際に貿易を担当してきた主体は、①対外貿易部系統経営、②中央各部門経営、③地方経営、④国内単位の共同経営、⑤外資系企業経営に分けられる。

1967年“プロレタリア文化大革命”の中で編成作業が停止され、80年になって編成が再開された海関統計によると、80年には対外貿易部系統経営のものが輸出入総額の96.4%を担当していた。中央各部門経営1.9%、地方経営1.3%である。1984年には対外経済貿易部系統経営のものが輸出入総額の66.5%、中央各部門経営10.5%、地方経営20.5%である。1984年までは対外貿易部(対外経済貿易部)系統経営のものの地位が下がりながら、中央各部門経営のものと地方経営のものの地位が上がっている姿を克明に見てとることができる。

1985年からは、対外経済貿易部系統経営などの全国的経営範囲の対外貿易總公司経営の輸出入取扱額と地方経営の輸出入取扱額の地位が逆転し(前者41.2%、後者55.0%)、地方経営のものが全体の過半分を制することとなった。また、外資系経営の輸出入額が一定の存在としての姿で登場してきている。

1988年からは先に述べたように、外貿企業の設立、外貿権の審査、批准権が地方に下放され、同時に第一次請負経営責任制(1988~90年)が導入された。これをうけて、1989年の状況では中央各部・委員会対外貿易總公司の輸出入取扱額は全体

の23.6%に下がり、地方経営のものが63.4%になり、外資系企業経営のものも12.3%と1割をこえるところとなった。1994年の海関統計年鑑の統計分類からは、中央各部・委員会対外貿易総会社の輸出入取扱額と地方経営の輸出入取扱額が一括され、63.0%を占めている。

General Administration of Customs of the People's Republic of China; China's Customs Statistics (Monthly), Series No. 76, December 1995によれば、1995年の輸出入総額は2,808億ドル、このうち外資系企業の輸出入額は1,098億ドルで、全体の39.1%を占める。輸出でみると、外資系企業の輸出増加寄与率は43.8%で、外資系企業の輸出競争力の強いことがうかがわれるが、中国民族系外資企業の問題点も同時に露呈する形となっている。

III 貿易形態の展開

貿易形態の展開を貿易体制改革の進展に対応させる形でみていくと、1980年には一般貿易(ordinary trade)が94.3%を占め、委託加工・組立(processing and assembling)が3.5%とわずかな地位を占めるにすぎず、他の形態の貿易は取るに足りない程度である。当初は委託加工・組立貿易が伸びていったが、1989年から委託加工・組立貿易と加工貿易(processing with imported materials)の地位が入れ替わった。1989年の形態別構成では、一般貿易60.2%、加工貿易17.2%、委託加工・組立貿易15.1%、その他各種形態7.5%となっている。1988年から請負経営責任制が採用されたが、請負指標は貿易形態の如何と係わりがなかったので、貿易形態は多様化、現状において最もやり易いもので発展することになった。1989年の外資系企業経営の輸出入額は全体の輸出入総額の12.3%を占めるまでになってきてい

ることから、外資系企業経営の貿易の形態も一部影響しているものとみられる。

1990年と91年の海関統計年鑑には貿易形態別統計が入っていないが、92年の形態別統計では一般貿易はすでに全体の50%を割り込み、加工貿易26.4%、委託加工・組立17.5%となっている。注意を要する点は、一般貿易の地位は下がってきているとはいえ、絶対額で小さくなってきているわけではないということである。加工貿易、委託加工・組立貿易、その他の形態の貿易が急速に増えていった結果として、一般貿易形態のもの地位が下がっていったということである。

1994年には一般貿易971億ドル41.0%、加工貿易713億ドル30.1%、委託加工・組立貿易333億ドル14.1%、先のChina's Customs Statistics, December 1995による1995年の構成では、一般貿易1,147億ドル40.9%、加工貿易952億ドル33.9%、委託加工・組立貿易369億ドル13.1%となっている。一般貿易、委託加工・組立貿易は絶対額としては増加しているが、加工貿易の急増、また外資系企業の自家用設備・資材の輸入の急増などのため、相対的地位を下げる結果となっている。

1994年の海関統計年鑑からは、貿易企業の性格別輸出入貿易形態統計が入れられているので、国有企業と外資系企業の貿易形態の主要な特徴をみることができる。

紙幅の制約から表で示すことができないが、国有企業の主要貿易形態別輸出構成では、一般貿易が1994年67.0%、95年66.3%、委託加工・組立貿易が94年18.8%、95年17.4%、加工貿易が94年11.7%、95年13.5%となっている。これに対して、外資系企業の輸出構成では、一般貿易が1994年11.9%、委託加工・組立貿易が94年5.3%、95年6.1%、加工貿易が94年82.8%、95年83.6%となっている。対照的にみられるように、国有企業では一般貿易が主要輸出項目になっているのに対

して、外資系企業では加工貿易が主要輸出項目となっている。また、国有企業では委託加工・組立加工が加工貿易よりも比重が高いのに対して、外資系企業では委託加工・組立貿易が最も少なく、一般貿易の方が委託加工・組立貿易よりも比重が大きい。

輸入面でも、国有企業では一般貿易が主要形態をなし、1994年には54.9%、95年56.8%、委託加工・組立貿易は94年には21.7%、95年20.2%、加工貿易は94年には9.9%、95年11.3%となっている。これに対して、外資系企業では輸出におけると同様加工貿易が主要項目をなし、1994年には49.7%、95年54.7%となっている。注意しなければならない点は、輸入では外資系企業の自家用設備・資材の輸入が極めて大きな比率を占めることである。この項目が1994年38.3%、95年29.8%といった状況にある。一般貿易は1994年には3.2%、95年8.4%、委託加工・組立貿易は94年3.3%、95年4.2%である。

国有企業と外資系企業の推進する貿易において、上述のような貿易形態上の差異の出てくる原因については、つぎのような点が考えられる。従来商業的卸売業としての専らの貿易業が外資系企業に開放されていなかったこと（1996年から合弁形態の総合商社が認められるようになった）から、資源性産品、特産品、国産一般商品は国有外貿会社が主として取り扱うことになってきたこと、国有企業は外資系企業に比べて技術的にも、経営管理上からも、マーチャンダイジング能力からしても劣っており、独自に加工貿易の積極性が発揮できないこと、外貨利用上の制約があること、工貿結合がうまくできないこと、このことから委託加工・組立貿易が一定の地位を占めること、こういった事情が国有企業の貿易形態規定の主要要因を構成しているとみられる。これに対し、加工し輸出することが主となっている外資系

企業は、製造過程を通じてその製品に品質とオリジナリティを具体的に実体化していくことを重視するため、良質の原材料、部品の多くあるいは一部を輸入し、中国現地の原材料、部品と結合して加工輸出するという貿易形態が主軸となっていくとみられる。この目的の達成のため、加工貿易用輸入と外資系企業の自家用設備・資材の輸入が、加工貿易の急増に対応して伸びるという内的関連を形成しているとみられる。このため外資系企業にとっては、一般貿易や委託加工・組立形態の貿易は副軸としての位置づけにならざるをえないものと考えられる。

IV 結びにかえて

本報告では、改革・開放政策への転換後における貿易体制改革の進展と、これによって展開をみた貿易形態の構造的変化についてみてきた。具体的には、従来の貿易の国家独占経営体制が分権的経営体制に編成替えされてきた過程を、利用可能な資料にもとづいてみてきたわけである。

貿易の国家独占経営体制とは、所有権、管理権、経営権を中央が一元的に一手に掌握して貿易を行うというやり方である。これに対し、分権的経営体制とは所有権、管理権、経営権を分け、全人民所有制を基本としつつ、経営権を企業に与え、管理権も中央と地方に分散し、全体としてはマクロ管理によって管理を行っていくというやり方である。したがって、所有制もいくつか併存するし、固有の経営力にもとづく貿易経営権をもつ企業が多数存在する。経済の発展が各地方の潜在力の独自の発揚として組み込まれていく体制の下にあっては、外貿企業許認可権も含めた貿易の管理権も中央管理と地方管理に分けて行われるようになる。貿易体制改革の進行過程は、正しくこの編成替えの過程であったのである。

貿易体制改革の過程が一段落をみた現在、次のような点を考えてみる必要がある。

(1) 多頭競合型貿易経営体制は資本主義貿易経営体制とどう異なるか？

現在の多頭競合型貿易経営体制は多数の貿易権をもつ経営主体の競争関係を通じて貿易が行われているという意味において、外見上資本主義貿易体制とさして異なる所はない。中央の計画に完全に組み込まれた形での貿易の国家独占制から、外資企業の経営を中央の計画からいわば外化していったといえる。これは市場経済の積極性を評価してのことである。外資企業の経営を含む企業の経営の外化は、徹底して外化の過程を進めれば資本主義的存在のものに行きつくと考えられるが、その存在が即資本主義体制の拡大再生産を保証するものではない。中国のような発展途上国で企業の経営の外化が積極的な資本主義経済の拡大再生産を保証するものでないならば、社会主義の理念を内にもつ初級社会主義市場経済というほかはあるまい。外資系企業を含む多頭競合型貿易経営体制には多様な性格が含まれているが、基本的にはこういった性格のものであり、資本主義体制の国家独占資本主義段階における政府による経済の内化の意味とも異なる。

(2) 外資企業間における競争関係は政策目的に合致しているか？

問題は中国民族系外資企業間競争と中国民族系外資企業対外資系企業間競争の両面にわたるが、前者についていえば、今日かなり公平な競争関係になっている。今日問題となるのは、従来明確な位置づけなしに特殊優遇政策と特定地域傾斜政策とを結合した形で導入されてきた外資系企業と関連優遇をうける民族系外資企業対一般民族系外資企業の競争関係である。この間には不公平な競争関係が形成されている。明確な開発戦略と国内経済システムが構築されていなかった外資導入第一

段階ではやむをえなかった面もあるが、今日では明確な産業政策と優遇政策を結びつけ、過度で不必要な外資優遇政策は取り止めるべきであろう。このことによって、不必要な競争圧力が除去されるとともに、中国自体的な積極的で有効な外資利用が推進されよう。中国自体この方向を推し進めつつある。

(3) 外資企業の財務体質は健全であるか？

外資企業の財務体質については詳しい資料が入手できないが、ここ数年来外資系企業の50%は赤字といわれている。筆者の調査したところによると、中国民族系外資企業は1993年は黒字、均衡、赤字の会社の比率は各々3分の1ぐらい、94年はほぼ全体として黒字、95年は一部赤字経営といわれている。民族系外資企業は1993年からは新会計制度にもとづいて経営しているが、財務体質が健全な形となるにはまだ数年かかるといわれている。

(4) 中国民族系生産企業の輸出競争力向上

民族系生産企業の自主輸出が、1995年対前年比89.9%と大幅に伸びている。このことは生産企業が直接に国際市場に進出し、市場開拓力をもってきつつあることを意味する。商社としての外資会社と、生産企業も一部競争関係に立つようになってきているといえ、外資会社の再編成と合併形態の総合商社の創設が推し進められている。

主要参考文献

- [1] 中華人民共和國海関総署編印『中華人民共和國海関統計年報』1980～89各年、同編印『同年鑑』1992～94年。
- [2] General Administration of Customs of the People's Republic of China; China's Customs Statistics (Monthly), Series No. 76, December 1995.
- [3] 『国際商報』紙、1996年1月24日号。
- [4] 対外貿易経済合作部《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会主編『中国対外経済貿易年鑑(1994/95)』(中文版)、中国社会出版社、1994年。
- [5] 対外経済貿易大学国際貿易研究所課題組「外商投資企業と国有外資企業出口比較研究」対外経済貿易大学『国際貿易問題』1994年第7期。
- [6] 「呉儀部長在部直屬企業改革工作會議上的講話」同上

- 『國際貿易問題』1995年第7期。
- 〔7〕 隆国强「外資企業在我國進出口貿易中的地位」對外貿易經濟合作部『國際貿易』1994年第12期。
- 〔8〕 『國際貿易』紙，1994年8月23日號，1995年3月28日號，1996年4月2日號，1996年5月14日號。
- 〔9〕 門明「論成熟期合資企業存在的問題及對策」對外經濟貿易大學『國際貿易問題』1996年第1期。
- 〔10〕 林康「改革開放，利用外資的回顧與思考」同上『國際貿易問題』1996年第5期。
- 〔11〕 丁憲浩「外商直接投資的回顧與發展的趨向」同上『國際貿易問題』1996年第7期。
- 〔12〕 『人民日報』1996年8月12日號。